

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

生活保護に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。情報の適切な管理を図るために外部業者との委託業務契約において、法令遵守を徹底させている。

## 評価実施機関名

丹波市長

## 公表日

令和8年2月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①保護の実施に関する事務</li><li>②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li><li>③職権による保護の変更に関する事務</li><li>④保護の停止又は廃止に関する事務</li><li>⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li><li>⑥保護に要する費用の返還に関する事務</li><li>⑦徴収金の徴収に関する事務</li></ul>
③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、43の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 福祉部 社会福祉課
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を原則とし、住基ネット照会を実施する際には4情報(氏名、生年月日、性別、住所)又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、そのほかにも、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合においては、いずれの場合においても担当課長や担当係長等とともに、複数人での確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であるとする。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <input type="checkbox"/> 十分にしている <div style="margin-left: 20px;">           1) 特に力を入れて行っている            2) 十分にしている            3) 十分に行っていない         </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <input type="checkbox"/> 十分である <div style="margin-left: 20px;">           1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div>
判断の根拠	システムの運用にあたっては、アクセス可能な職員の人数及び照会可能な作業範囲をいずれも必要最小限にするとともに、取得した個人情報、複数の職員が内容の確認を実施する等、目的外の入手が行われるリスクを防ぐ措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	II-1. 対象人数いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	II-2. 取扱数いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署②所属長	社会福祉課 課長 井尻宏幸	社会福祉課 課長 中村直樹	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
平成30年6月1日	II-1. 対象人数いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-2. 取扱数いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月1日	II-1. 対象人数いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	II-2. 取扱数いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月2日	評価の再実施				
令和3年7月16日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年5月16日	I-5. 評価実施機関における担当部署①部署	丹波市 健康福祉部 自立支援課	丹波市 健康福祉部 社会福祉課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和4年5月16日	I-5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	自立支援課長	社会福祉課長	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和4年5月16日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 自立支援課	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 社会福祉課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和7年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和7年4月1日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)第15条	・番号法第9条第1項 別表第23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	事後	
令和7年4月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第8条第1号第2号、第9条各号、第11条第1号、第12条第1号第2号第3号第4号、第17条第1号、第19条各号、第20条第4号第5号第6号第7号第9号第10号、第21条第1号第4号第5号第7号第8号第9号、第22条第2号第3号第4号第5号第7号第9号第10号、第28条第1号第2号第3号第4号第5号第7号第8号第9号、第32条第1号第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条各号、第47条第1項第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号第11号、第52条、第53条第1号第2号第3号、第55条各号(情報提供の根拠) 第19条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、43の項	事後	
令和7年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	丹波市 健康福祉部 社会福祉課	丹波市 福祉部 社会福祉課		組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和7年4月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 社会福祉課	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 福祉部 社会福祉課		組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和7年4月1日	IV-8. 人手を介在させる作業□	—	「新設」 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である		新様式における評価の再実施
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	「新設」 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策十分である		新様式における評価の再実施